

議第六十五号

国が行う土地改良事業に対する市町の負担金について

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第九項の規定により、国が行う土地改良事業に対する負担金の一部を関係市町に次のとおり負担させるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

事業名	負担率
国営西濃用水第三期土地改良事業	事業費の $\frac{14}{100}$ 以内

